

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和7年12月22日付け令和7年地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第25号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

## 1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

## 2 入札に付する事項

### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）各庁舎等で使用する電力

ア 基本料金 : 契約電力1kW当たりの単価

イ 電力量料金 : 使用電力量1kWh当たりの単価

契約対象となる各庁舎等及び各庁舎等毎の予定数量は、仕様書による。

### (2) 調達をする物品等の仕様その他の明細

契約書（案）及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

## 3 入札に参加する者に必要な資格

令和7年地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第24号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

## 4 一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札に参加しようとする者は、3に掲げる資格を得るための審査を申請しなければならない。

(2) 申請の時期、申請の方法、申請書類の提出先等については、令和7年地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第24号の定めるところによる。

(3) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 5 契約条項を示す場所

郵便番号060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ

## 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北19条西11丁目 北海道総合研究プラザ1階セミナー室1  
（送付による場合は、5に掲げる場所あてに送付すること。）

(2) 入札日時 令和8年(2026年)2月5日（木）午前10時30分  
（送付による場合は、同月4日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

## 7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### (2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 9 入札書の記載方法

(1) 入札金額は、仕様書等に示した施設ごとの予定契約電力に対する1kW当たりの単価（基本

料金)、予定使用電力量に対する電力量料金 1 KWh当たりの単価 (電力量料金) を記載すること。

- (2) 上記基本料金及び電力量料金単価の端数は小数点以下第 2 位まで可とし、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等相当額を含めた金額とすること。
- (3) 基本料金における力率は85%として算定すること。また、燃料費調整額及び再生エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (4) 入札書には、(1)から(3)により算出・記載した各入札金額 (単価) に、仕様書で示す各庁舎等毎の契約電力及び年間予定使用数量を乗じて得た合計額である電気料金総額を記載すること。

#### 10 落札者の決定方法

すべての入札金額 (単価) が地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則 (平成22年 4 月 1 日規程第48号。以下「取扱規則」という。) 第10条の規定により定めたそれぞれの予定価格 (単価) の制限の範囲内である入札 (有効な入札に限る。) をした者のうち、入札書記載の電気料金総額が最低である者を落札者とする。

#### 11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

#### 12 契約書作成の要否

要する。

#### 13 その他

##### (1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (2) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

##### (3) 1 回目の入札で落札者が無いときは、再度入札を行う。再度入札の結果落札者が無いときは、取扱規則第28条第 1 項第 5 号の規定により随意契約に移行する。この場合、当該再度入札で電気料金総額が最低である入札 (有効な入札に限る。) をした者から見積書を徴する。

##### (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ  
イ 所在地 札幌市北区北19条西11丁目  
ウ 電話番号 011-747-2798

##### (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

##### (7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

##### (8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

##### (9) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。